

川崎市卸売市場施設内における放置自動車 処理要綱の改正及び不利益処分の基準の制定に関する意見募集について

本市では、川崎市卸売市場施設を適正に管理し、快適な利用環境を維持するため、市場内に長期間放置されている自動車について、川崎市卸売市場施設内放置自動車処理要綱（以下、「要綱」という。）に基づいて処理してまいりました。この度、市場内の放置自動車の処理を強化するべく、要綱の改正案及び不利益処分の基準案を作成することになりましたので、パブリックコメント手続きにより市民の皆様にお知らせするとともに、御意見を募集します。

1. 意見募集の期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月29日（水）まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）にお持ちください。

2. 資料の閲覧場所

- (1) 川崎市中央卸売市場北部市場（川崎市宮前区水沢 1-1-1 管理事務所棟 3 階）
- (2) 川崎市地方卸売市場南部市場（川崎市幸区南幸町 3-126-1 管理事務所棟 3 階）
- (3) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (4) かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟 2 階）

※ 川崎市ホームページからもご覧いただけます。

※ 閲覧可能な時間は各施設の開庁・開館時間に準じます。(3)の場所は9月30日（火）から配架されます。

3. 提出方法

題名、氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、メールアドレス、住所）を明記の上、次のいずれかの方法で御提出ください。

- (1) 川崎市ホームページ

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページの意見提出フォームから送信してください。

- (2) 郵送・持参

〒216-8522 川崎市宮前区水沢 1-1-1 管理事務所棟 3 階

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理課管理係

- (3) FAX

044-975-2242

4. その他

- (1) お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしません。御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について整理した結果を、市ウェブサイト等で公表します。
- (2) 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。御意見などの概要を公表する際には、個人情報は公開いたしません。また、個人情報は個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に保護・管理されます。
- (3) 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けておりません。

5. 問い合わせ先

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理課管理係

電話：044-975-2213 ／ FAX：044-975-2242

川崎市卸売市場施設内における放置自動車に係る処理要綱の改正及び不利益処分等の基準の制定について

意見募集の要旨

本市では、川崎市卸売市場施設を適正に管理し、快適な利用環境を維持するため、市場内に長期間放置されている自動車について、川崎市卸売市場施設内放置自動車処理要綱（以下、「要綱」という。）に基づいて処理してまいりました。この度、市場内の放置自動車の処理を強化するべく、要綱の改正案及び不利益処分等の基準案を作成しましたので、パブリックコメント手続きにより、市民の皆様にお知らせするとともに、御意見を募集するものです。

放置自動車に係る処理要綱の改正及び不利益処分等の基準の制定の理由・内容等

(1)現状と課題

- 本市には、右の表記載の通り、「川崎市中央卸売市場北部市場（以下、「北部市場」という。）」と「川崎市地方卸売市場南部市場」が設置されており、要綱は両市場に共通するものですが、現に放置自動車の処理について課題が生じているのは、より広い敷地・駐車場を有する北部市場になります。
- 北部市場内には約2,000台の駐車場があり、放置自動車の発生を防ぐため、常駐警備の巡回等により通行証の掲示がない車両への注意指導や車両の監視等を行っています。
- 令和5（2023）年度以降、要綱に基づく行政指導により、北部市場に放置されていた車両を順次解消してまいりましたが、全ては解消できていない状況となっています。
- 要綱には放置自動車の所有者等が不明であるケースについて、市による撤去処分の手続きまで定めている一方、放置自動車の所有者等が判明したケースの対応としては撤去指示の手続きまでしか定めておらず、本人と連絡が取れない場合等において、要綱に基づいて車両の撤去処分を進めることができないという課題が生じています。

(2)要綱の改正及び不利益処分等の基準の制定内容

- （1）の現状と課題を踏まえ、要綱に基づく撤去指示に従わない放置自動車の所有者等に対して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」に基づく措置命令及び支障の除去等の措置（撤去処分等）を実施できるよう、次の①～④の対応を行います。
- ① 所有者等が判明している放置自動車が、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律（以下、「使用済み自動車法」という。）」に定める「使用済み自動車」に該当するか否かを判定するための基準（別表）及び条文を要綱に追加します。

② 「使用済み自動車」として判定した放置自動車を、使用済み自動車法に基づき、廃棄物処理法上の「廃棄物」とみなす条文を要綱に追加します。

③ 廃棄物処理法上の「廃棄物」とみなした放置自動車について、「生活環境の保全上の支障（またはそのおそれ）」があるか否かを判定するための基準（＝不利益処分等の基準）を新たに制定します。

④ 「生活環境の保全上の支障（またはそのおそれ）」があると判定した放置自動車の所有者等に対して、廃棄物処理法に基づく措置命令及び支障の除去等の措置を実施する（＝不利益処分等を実施する）ための条文を要綱に追加します。

(3)今後のスケジュール

- 9月～10月 パブリックコメントの実施
- 11月 パブリックコメント結果公表
- 1月以降 要綱改正（周知期間経過後に実施）

川崎市内の卸売市場の所在地及び面積等

名称	川崎市中央卸売市場北部市場
所在地	宮前区水沢1丁目1番1号
敷地面積	168,587㎡
駐車場	1,918台

名称	川崎市地方卸売市場南部市場
所在地	幸区南幸町3丁目126番地1
敷地面積	32,224㎡
駐車場	342台

北部市場内の放置自動車事例



放置自動車処理フロー（概略）

